○総務省令第百二十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十九日

総務大臣　藤井比早之

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（空中線電力の表示） 第四条の四　［略］ ２　次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（ｐＹ）をもつて表示する。 ［一・二　略］ 三　二〇〇ＭＨｚ帯広帯域移動無線通信（一七〇ＭＨｚを超え二二七・五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備 ［四～九　略］ ［３～５　略］	（空中線電力の表示） 第四条の四　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 三　二〇〇ＭＨｚ帯広帯域移動無線通信（一七〇ＭＨｚを超え二〇二・五ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備 ［四～九　同上］ ［３～５　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。